

視点

知財の匠集団「創英」

弁理士
長谷川 芳樹

21世紀は「知財創造立国」の時代と言われている。その意味を要約すれば、新しいものを創造し、それを特許等の知的財産権として保護し、これを活用して社会に役立てるといふ「知的創造サイクル」を回すことである。

創業20周年という節目に際し、この時代の知財事務所の「一つのモデル」を描いてみたい。

【知財立国の二つの前提】

新しいものを創造し、知財として保護し、社会に役立てる知財創造立国には、二つの前提条件がある。

第1は、発明や創作が尊重され、その能力を十分に発揮できる環境が構築されることである。そのためには、発明や創作が、その価値に応じた広さと強さを持った知的財産権として、過不足なく保護されなければならない。

第2は、過度に知的財産権を振りかざすような権利の濫用は、これを許さないとする社会が実現されることである。知的財産権に対する侵害は許さないとする一方で、経済活動の自由を阻害する知的財産権の濫用も許さない、というバランスにより、知財創造立国は実現されていく。

【知財立国の主役と脇役】

知財創造立国の主人公は、なんとと言っても発明や創作をする研究・開発者やデザイナーたちである。しかし、脇役がいなければ知財創造立国は成しえず、そこに様々な人たちが登場する。

この知的創造サイクルの中では、特許庁や企業、大学等の知財関係者

にとどまらず、発明や創作を活用した製品の製造や販売、さらに事業化するための金融等に至るまで、多様な人たちが脇役として関与する。

そして、主役と脇役を含めた様々な人たちの協働により知的創造サイクルは回っていくが、私ども知財事務所もその脇役の一つである。

【知財事務所モデルの4本柱】

創英が「21世紀型」の事務所を目指すと言いだめたのは1988年のことである。創業20周年に際して、今までを振り返りつつ今後を展望すれば、この時代の知財事務所の「一つのモデル」は、次の4つの柱から描けると思う。

- (1)：多彩な専門家の有機的連携
- (2)：最先端情報技術の高度利用
- (3)：知財創造立国を支える人材の育成
- (4)：知財支援のグローバル展開

このモデルは、主として知財の保護に関わる弁理士や弁護士等の在野の専門家を、個人のレベルではなく専門家の集団として捉えたものである。

【多彩な専門家の有機的連携】

どの業界でも同じであるが、知財の業界にも多彩な専門家が溢れている。ところが、彼らが個々バラバラに働いているのでは、何かと不十分であるところから、世の中にはいくつもの規模の大きい事務所がある。

しかし、多彩な専門家たちが単に寄り集まっているだけでは、「1 + 1 = 2」にしかならない。仮に、それぞれの得手を発揮しながら互いに有機的に連携して仕事する環境が構築できれば、仕事の量的変動や質的变化があった場合でも、一流の業務

品質を安定的に実現できる。

創英では、多彩な専門家の有機的連携を実現すべく、弁理士や弁護士等が柔軟かつ統一的に協働する所内環境（例えば「アメーバ型の実務家組織」、「バーチャル・ミニ事務所」、「三人寄れば文殊の知恵」等と自称する仕組み）を整えている。

【最先端情報技術の高度利用】

知財事務所における情報技術利用は、事務の効率化や正確化に不可欠であり、取り立てて騒ぐことではない。

しかし、知財事務所で情報技術の高度利用を図れば、多彩な専門家の有機的連携を推し進めることが可能になるだけでなく、新しいお客様価値の創造をも可能にする。

創英では、多彩な情報ツールを開発・運用することにより、創英の弁理士や弁護士等がひとつの集団となってお客様のお手伝いをする「知財の専門家集団化」や、大きな組織でありながら個人事務所のよう「小回りの利く事務所化」等を可能にした。

また、米国出願における情報開示義務の履行漏れをチェックするシステムや、ネット時代にマッチした商標業務の新しい手法である「創英ドットネット」を実現している。

【知財創造立国を支える人材育成】

弁護士制度や公認会計士制度と比べると、弁理士制度には一つの重大な問題がある。それは、実務経験や実務修習が資格取得の要件となっていないことである。

そうであるなら、知財事務所が実務のできる人材を自らの努力で育成することは極めて重要なテーマであり、かつ、社会的にも人材育成のた

めの貢献が求められている。

創英では、所内的には、基礎から実務までの体系的研修と、三段階のステップアップシステムを組み合わせ、系統的に知財実務のできる人材の育成に取り組んでいる。ここで重視しているのは、単に知財実務を処理できるというのではなく、知的財産権という「権利の創作者」となり得る人材の育成である。

所外においては、創英知的財産研究所による講演や出版活動を行い、大学向け知財支援活動にも取り組んでいる。

【知財支援のグローバル展開】

グローバル展開の重要性は、いまさら言うまでもない。海外の代理人とのネットワークを広げ、充実するのは当然として、自らの組織をもグローバル展開する必要がある。

創英では、シリコンバレーに創英USAの独自オフィスを開設し、今月からは2名の弁理士が駐在し、米国本土を中心に活動している。

一方、一昨年に中国の提携事務所と共同開設した上海支所は、諸般の事情から昨年夏をもって閉鎖したが、東京本部の中国・韓国対策チームに属する5名の中国・韓国出身者が中心となって、有効で強力な権利の取得や模倣品対策の活動をしている。

【知財の匠集団】

知財創造立国の時代における知財事務所の「一つのモデル」は、上記の4つの柱を掲げて、専門力・人間力・連携力が日々進化していく「知財の匠集団」である。そして、これを支えるのは、

“お客様に「さすが！」と言わせたい”

と思うメンバーの願いであり、これが「創英の理念」と言えるのかも知れない。

最後に、創英が「創英」と名乗り始めたときから守り続けている「所訓」四か条と「仕事の進め方」四か条を紹介して、本稿を終えたい。

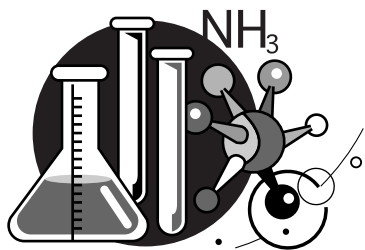
所訓 四か条

1. 物事の本質を見極め、原理と原則に忠実であるべし
2. 一流の品質を支える一流の気概を持ち、一流の信用を獲得すべし。
3. 自己の能力向上を図り、自己の長所をもって他人の短所を補うべし。
4. 創英の理念を座右の銘とし、全員の英知を業務に反映させるべし。

仕事の進め方 四か条

1. 人を信じながら人の仕事を疑い、仕事をした人に感謝しましょう。
2. 物事の「はじめ」を遵守し、各人の自主性を発揮しましょう。
3. 雨が降ったらチャンスと心得、直ちに地を固める工夫をしましょう。
4. 複雑な仕事は細心の注意をもって確実に、単純な仕事はクールな態度で完璧に遂行しましょう。

以上



シリーズ

Pharmistrial～薬化材分野の特許想

第4回 配列表

弁理士 那須 公雄

化学・バイオ分野においては、遺伝子やタンパク質に関連する発明を特許出願するケースが増えています。これらの出願では、発明を特定するために、明細書等に塩基配列又はアミノ酸配列を記載しなければならない場合がよくあります。この場合には、配列表のコードデータを明細書に記載して電子出願をするか、紙出願の場合には、配列表を明細書に記載すると同時に配列表のコードデータを磁気ディスクに記録して提出する必要があります。そこで今回は、配列表の記載等が必要な出願について、注意事項も含めて説明したいと思います。化学・バイオ分野を専門にされていない方であっても、生物素材は精密機械を初めとする広い分野で応用されていますので、この機会にチェックしておいて下さい。

(1) 配列表が必要な出願とは

特許法施行規則第2条の5第1項には、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書に記載しなければならない。」と規定されていますので、明細書等に塩基配列又はアミノ酸配列（以下、配列）を記載する場合には、明細書に配列表を記載する義務があります。但し、ここでいう配列は、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン（特許庁、平成14年7月）」において定義されていますので、通常、研究者等が配列と呼んでいるものであっても、特許法施行規則上の配列には該当せず、配列表の記載義務が生じない場合もあります。例えば、アミノ酸配列とは「4以上のアミノ酸からなる、枝分かれのない直鎖状又は環状のアミノ酸配列」と定義され、塩基配列とは「10以上の塩基からなる、枝分かれのない直鎖状又は環状の塩基配列」と定義されています。

また、「塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願」と規定されていますので、明細書等に遺伝子名やタンパク質名（eg. p16遺伝子、1-アドレナリン受容体）が記載されていても、配列を記載しない場合には配列表を記載する必要はありません。

(2) 配列表を記載等せずに出願した場合の措置

配列を含む特許出願であるにもかかわらず、出願時に配列表を記載等しなかった場合には方式違反に該当

し、特許庁長官から補正命令を受けることとなります（特17条第3項第2号）。この場合には、出願人は、手続補正指令書を受け取った日から30日以内に、物件提出書で配列表のコードデータを記録した磁気ディスク（FD又はCD-R）を提出するか、オンラインで手続補正書により配列表を提出することができます。勿論、補正命令を受ける前に自発的に配列表のコードデータを提出したり、補正で明細書に配列表を追加することもできますが、上記補正命令に応答しない場合には出願却下（特18条第1項）となりますので注意が必要です。

従いまして、請求項に係る発明が配列を含んでいなくても、明細書に配列が記載されていれば配列表を記載等する義務があり、配列を含む請求項のみを削除補正して対応した場合であっても、配列表の提出をしない限り出願却下となります。

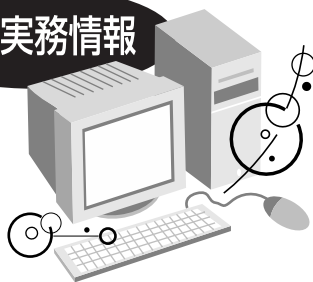
(3) 国際特許出願の場合

国際特許出願については、i)日本国特許庁に電子出願し、配列表をコードデータで明細書に記載した場合、ii)日本での国際段階で日本国特許庁にコードデータを記録した記録媒体が提出されている場合、を除き、国内段階移行時に配列表のコードデータを提出する必要があります。特許法施行規則38条の13の2第2項には、国際特許出願における配列表のコードデータの提出は、国内書面の提出時であることが規定されていますが（特施規38条の13の2第2項）、実務上は翻訳文の提出時で問題はありませぬ。尚、国内段階移行時に配列表のコードデータが提出されなかった場合には補正命令がなされ、指定期間内に応答しないと出願却下となるのは、通常の特許出願と同じです。

(4) 配列表の閲覧

特許電子図書館（PDL）において公報検索をすれば、DVD-ROM公報となる前の出願については配列表も同時に見ることができますが、最近の出願については見ることができません。従いまして、現時点では、有料の公報検索サイトを利用するか、特許庁に公報等の取寄せを行う必要があります。但し、将来的には、DVD-ROM公報後の出願についてもIPDLで配列表が見られるように準備されているそうです。

以上



インターネットと商標について

弁理士 ■ 浜田 廣士

1. はじめに

インターネット上の商標の使用につきましては、「JAM JAM事件（名古屋地裁平成12年（ワ）第366号）」において、広告及び求人情報を掲載した被告のホームページ上の標章の使用について、ホームページは商標法第2条3項3号の「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」と解し、商標の使用に該当するとの判断が示されており、かかる判断は実務上でも踏襲されているものと思われます。

さらに、ドメイン名につきましても、ドメイン名がホームページの識別標識であり、ホームページは、情報提供する行為を業として行うものであることから、ホームページ提供という情報提供サービスのサービスマークとしての機能を発揮するものである（商標法第2条3項4号）とされており（網野「商標」第6版）106頁）

従いまして、ドメイン名で特定されるホームページにおいて、特定の商品又は役務についての広告やそれらの対価等が表示されている場合には、ドメイン名の表示は、かかる商品又は役務についての商標の使用（2条3項7号）に該当するとされる可能性も有るとされています（同106頁）。

このように、インターネットと商標との関係につきましては、かなり議論が深まってきておりますが、いわゆる「メタタグ」に組み込まれた文字列が商標の使用に該当するかどうかにつきましては、判決例もないことから、あまり議論されてきておりませんでした。

しかしながら、最近、登録商標と同一又は類似の標章が組み込まれたメタタグをhtmファイルに記載することは、商標の使用に該当するとの判断が示された判決が現れました（大阪地裁平成16（ワ）12032）。

以下、簡単に御紹介いたします。

2. メタタグに組み込まれた文字列が商標の使用とされた判決例

「メタタグ」とは、ブラウザでは視認できないが、そのページがそのようなページであることを示す要素であって、htmファイルに使用される記号のことをいいます。

このメタタグに使用される記号はホームページの内容を示す部分が含まれていますが、ホームページの画面表示に現れません。

従いまして、仮にこのメタタグに著名商標が組み込まれていても、従来の議論では、視覚的にこの著名商標が所表示機能を果たしえないことから、商標としては機能し得ず、商標の使用とは言えないとも考えられます。

事件の概要

被告は、インターネット上の自社ホームページを開設し、そのサイトのトップページを表示するためのhtmファイルにメタタグとして「meta name = "description" content = "クルマの110番。輸入、排ガス、登録、車検、部品・アクセサリ販売等、クルマに関する何でも弊社にご相談下さい」と記載をしていた。

本件では、このメタタグに組み込まれた文字列中の「クルマの110番」の部分が下記に示された2つの登録商標の商標権を侵害しているかが争われました。

尚、「クルマの110番」がメタタグに組み込まれている事実が発見されたのは、インターネット検索サイトであるmsnサーチにおける被告サイトのトップページの説明として「クルマの110番。輸入、排ガス、登録、車検、部品・アクセサリ販売等、クルマに関する何でも弊社にご相談下さい」と表示されたことによります。

く る ま ヒットカー
中古車 の110番
く る ま
中古車 の119番

裁判所の判断

一般に事業者がその役務に関してインターネット上にウェブサイトを開設した際のページの表示は、その役務に関する広告であるということができるから、インターネットの検索サイトにおいて表示される当該ページの説明についても、同様に、その役務に関する広告であるというべきであり、これが表示されるhtmファイルにメタタグを記載することは役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為に当たるといべきである。

尚、被告は、「クルマの110番」という表示は被告サイトのどこにも表示されていない以上、被告サイトが原告のものとは異なることはすぐに分かるのであって、出所表示機能は害されず、注文時には誤認混同が生じない旨主張いたしましたが、裁判所は、インターネットの検索サイトにおけるページの説明文の内容とそこからリンクされた頁の内容が全く異なるものであるような場合はともかく、ページの説明文に存在する標章がリンクされたページに表示されなかったとしても、それだけで、出所表示機能が害されないということとはできないとして被告の主張は退けられました。

3. おわりに

2. で御紹介いたしました判決例の評価は、今後、議論の集積を待つしか有りませんが、少なくとも実務上は無視し得ない判決例であることから、たとえ視覚的に認識できない文字列の使用であっても、その文字列と同一又は類似の他人の登録商標の存在の有無を調査し、かかる文字列と同一又は類似の登録商標や周知商標が存在する場合には、かかる文字列の使用は避けるべきであるように思われます。

以上



特許制度活用便利帳

第9回

「他社の出願への対策②」

弁理士 石田 悟

<Q> 他社の出願の権利化を阻止したいのですが。

<A> 権利化前の段階で取り得る対策として、情報提供制度の利用を検討しましょう。

自 社の特許戦略上、あるいは製品戦略上等で問題となる他社の出願が見つかった場合、その対策については、具体的な状況に応じて、権利化前の段階で対策を実行する方法、あるいは審査の動向を見て権利化された後に対策を実行する方法が考えられます。権利化前の段階で手を打つ場合、その具体的な方法として、情報提供制度の利用が挙げられます。

情報提供制度は、審査の的確性及び迅速性の向上を目的として設けられている制度で、特許法施行規則第13条の2に規定されています。この情報提供制度では、審査請求の有無を問わず、審査が終了していない特許出願が対象とされています。なお、施行規則第13条の3には特許付与後の情報提供制度について規定されていますが、これについては、今回は触れません。

他社の出願対策では、特許出願の公開公報等の情報をチェックし、問題となる出願が見つかった段階で、その対策について検討します。このときの検討事項としては、権利化を阻止するための対策を行う必要があ

るかどうか、また、対策の必要がある場合に、それが可能かどうかなどがあります。

権利化阻止の可能性については、まず、対象となっている他社出願に対して先行技術調査を行う必要があります。そして、先行技術調査の結果、出願の権利化を阻止する上で有力な文献が発見されれば、さらに、自社及び対象他社についての種々の状況や、対象出願の内容、発見された文献の内容等を考慮して、権利化前後のどちらの段階で対策を実行すべきかを検討します。

それらの検討の結果、権利化前の審査段階で権利化を阻止するのが良いと判断された場合には、情報提供制度を利用することが有効です。

情報提供制度では、情報提供者には特に制限はなく、何人も情報提供をすることができます。また、提出者についての記載を省略して、匿名で情報提供を行うことも可能です。

この制度を利用して特許庁に対して提供できる情報としては、対象出願が新規性、進歩性を有しない等の旨の情報があります。また、情報提供のために提出可能な資料は、刊行物などの「書類」に限られており、例えば、ビデオテープ等の資料は提出することができません。

この書類としては、具体的には、公報や論文、書籍などの他、例えば実験報告書などの証明書類、あるいはインターネット等の電子的技術情報の内容をプリントアウトしたもの

等についても提出が可能です。提供可能な情報、及び提出可能な資料の詳細については、特許庁ホームページにある「特許・実用新案 審査ハンドブック」での情報提供についての記載を参照して下さい。

情 報提供の手続きは、「刊行物等提出書」を提出（特許法施行規則の様式第20）することで行います。提出書には、提出の理由を記載しますが、これは、例えば無効審判の請求書の記載内容等を参考にしつつ、審査官の読みやすさ、わかりやすさも考えて、適切な形で記載します。また、提出する刊行物についても、引用箇所を赤線で囲む等の方法で明示するなど、適切な形で提出します。

情報提供があった場合、その事実には出願人に通知されます。また、情報提供者は、希望により、情報の利用状況についてのフィードバックを受けることができます。ただし、匿名で情報提供を行った場合には、当然ながらフィードバックを受けることはできません。

以上、情報提供制度について概説しましたが、次回以降、さらに説明するように、本制度を利用することにはデメリットもあります。あらゆる可能性を考慮して慎重に検討することが重要でしょう。

以上

知らなきゃ恥かく

判例の常識(25)

判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL FAXメール等でお問い合わせ下さい。

ブラインド期間の
注意義務の判断【H17.7.14 大阪高裁
平成17(休)248商標権 民事訴訟事件】

本件は、商標権を有する原告（本件被控訴人：株式会社カロツェリアジャパン）が、被告（本件控訴人：株式会社クラウドディア）の当該商標権（原告商標権）に係る商標（「UNO PER UNO」の欧文字と「ウノパーウノ」のカタカナ文字とを二段に横書きしたものに類似する標章（「Uno PER Uno」の欧文字で構成される標章）の使用、その指定商品に含まれる商品（ウエディングドレス）の販売等を行った行為が、原告商標権を侵害に当たるとして、被告に損害賠償請求等を求め、これが認められた事案についての控訴審であり、控訴理由の一部が容認された。

本件原審及び控訴審で、被告が被告標章の使用前に商標調査をしたが、その時期が原告の商標登録出願時期と近似していたため、被告は、原告の商標登録出願を知り得ることができなかった、いわゆるブラインド期間であったこと及び、被告は本件商標権の存在を知った後に使用を中止しているので、商標権侵害の故意・過失はないと主張している。

これについて、裁判所は、本件侵害行為の被告の故意・過失の有無とその成立時期について次のように判示する。『原告は、過失推定時期を本件商標権の設定登録時と主張するが、過失推定の根拠は、商標権の公示が前提となり、商標使用者に商標権の調査義務を課し得ると解される。そうすると、商標公報発行前は、過失推定の根拠を欠くから、侵害者の過失は推定されないと解するのが相当』とし、本件商標公報の発行日から被告の過失が推定されると解すべきとした。一方では、故意・過失の有無については、『使用開始前の調査で本件商標の存在を確認することができる状況になかったことのみをもって、本件期間中の本件侵害行為について、被告に注意義務違反がなかったとまではいえない』とし、商標公報の公示後の行為についてまで、過失がなかったということとはできないとしている。

（詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子）

パラメータ発明については、サポート要件及び実施可能要件を考慮して、出願当初から実施例を充実させる必要があることを改めて認識させられる判決である。

（詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹）

パラメータ特許の
サポート要件違反【H17.11.11 知財高裁
平成17(行ケ)10042 特許取消決定取消請求事件】

本件は、いわゆるパラメータ特許に関して、実施可能要件違反（36条4項）及びサポート要件違反（36条5項1号）を理由に、特許庁がした取消決定の取り消しを求めた事案である。

本件特許の請求項1に係る発明は、偏光フィルムの製造法に関する発明であり、X、Yの2つのパラメータを用いた次式（I）（II）により示される範囲をもって特定したポリビニルアルコール系フィルムを用いること、を構成要件として含んでいる。

$$\begin{aligned} & \text{「} Y > -0.0667X + 6.73 \cdots \cdots \text{ (I)} \\ & X < 65 \cdots \cdots \text{ (II)} \end{aligned}$$

但し、X：2cm×2cmのフィルム片の熱水中での完溶温度（ ）

Y：20の恒温水槽中に、10cm×10cmのフィルム片を15分間浸漬し膨潤させた後、105で2時間乾燥を行った時に下式浸漬後のフィルムの重量/乾燥後のフィルムの重量より算出される平衡膨潤度（重量分率）」

裁判所は、パラメータ発明に関し、『特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である。』と述べた上で、

本件について、『本件出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できるものであったことを認めるに足りる証拠はない。』、『上記四つの具体例のみをもって、上記斜めの実線が、所望の効果（性能）が得られる範囲を画する境界線であることを的確に裏付けているとは到底いうことができない。』等と述べて、明細書のサポート要件に適合していないと判示した。

また、異議申し立ての段階で提出した実験データの提出について、『発明の詳細な説明に、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に、具体例を開示せず、本件出願時の当業者の技術常識を参酌しても、特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえないのに、特許出願後に実験データを提出して発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足することによって、その内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張ないし一般化し、明細書のサポート要件に適合させることは、発明の公開を前提に特許を付与するという特許制度の趣旨に反し許されないというべきである。』と述べた。

20年前の記憶

Liquor

20年前、私は小学校低学年のガキンチョだった。あまりに昔のことなので当時の記憶はほとんどないが、一つだけ、今でもはっきりと思い出すことができる出来事がある。

私はいつものように学校の校庭で「はさみ」（地域によっては「ろくむし」と呼ばれていたらしい）という遊びをしていた。当時学校で流行っていた遊びで、クラスの男子のほとんどが昼休みにこの遊びをするほど熱中していた。この遊びは少し形を変えた「鬼ごっこ」であり、そのルールは次のようなものであった。

2ヶ所の安全地帯があり、その間にボールを持った鬼が2人いる。

鬼にボールを当てられないようにしながら、2ヶ所の安全地帯の間を行ったり来たりする。

鬼にボールを当てられると、当てられた人が鬼になる。

この時は校庭の両サイドにある昇降口の入り口と朝礼台を安全地帯としていたが、校庭は狭く、この2ヶ所の間には人がたくさんいた。そこで、事故は起こった。

私が鬼から逃げるために朝礼台に向かって走っていると、突然目の前に女の子が現れた。あわてて女の子を避け朝礼台に駆け上ろうとしたところバランスを崩し、なんと朝礼台のコンクリートの階段に頭から突っ込んでしまった。はじめは何が起こったのか全く理解できず、ボーっとしていたが、頭から流れてきた血を見て初めて何が起こったのかを認識し、「ああ、こんなところで死んでしまうのかな」等と考えてしまった。

結局怪我は4針縫う程度のもので今もこうして生きているわけだが、この時を境に私はかなり慎重になったと思う。この事故によって「はさみ」は禁止され、1ヶ月間、頭に包帯をぐるぐる巻きにして生活しなければならないという代償を払ったが、得られたものも多く、今ではよい思い出である。もっとも、お酒を飲んでいるときにはこの時の教訓を忘れがちであるが・・・

化石になってしまった新人

豊島 滋子

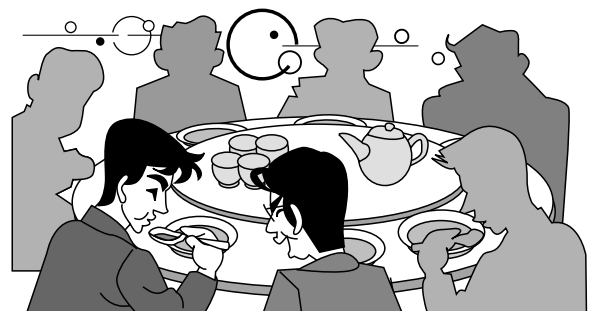
早いもので事務所創立から20年。始めて事務所にアルバイトのための面接に行った時の第一印象は、L字型にガラス窓があり片方に東京タワーが見え、一方に愛宕の森が見えるロケーション抜群の事務所でした。

ある冬の朝、真っ白に雪化粧した森は、東京にもこういう場所があるのだと都心にいることを忘れさせる光景でした。

本当にこじんまりした事務所でしたが、夢を熱く語る若い事務所で熱気にあふれていて、それがとても新鮮でした。初めての事務所の旅行を思い出します。現在のように2班に分けるような大人数でなく総勢7名で香港へ。ちゃんとした旅行社に依頼しての旅行でなく、どこかのツアーの余りといった感じでした。無事航空券が手に入るのか、香港へ到着してもホテルが予約してないのではないかとそんな心配をしながら出発……。今と隔世の感があります。

旅の最後の夜、折角だから一度は豪華ディナーと勇んで探したお勤めの中華料理の店が見つからず、あっちだ、こっちだとさんざ探して、やっとたどり着いたお目当てのレストランは、結局、自分達が宿泊していたホテルの最上階だったりして。苦勞して探した甲斐があり、7人の丸テーブルに給仕人が4人程控えていて、めったに味わえない雰囲気でした。ドキドキのお勤定は、拍子抜けするほど安かったのを覚えています。但し、憧れの燕のスープはそれを食べた感激だけで、味に関する記憶は定かではありません。

10年一昔。ふた昔前の話でした……。



【20年】

Twenty years ago

論争に明け暮れた「準備」

塩田 辰也

「今までにない新しいスタイルの共同事務所を作ろう！」4人の弁理士と3人のスタッフによって、創英がスタートしたのは18年前。その少し前から前身事務所の中で準備が進められ、今年は前身事務所開業から20年ということになる。

と、きれいに書くところなるのだが、「準備」とは名ばかり。4人の弁理士が、それぞれの利害と理想を主張しあう壮絶なる論争が連日行われたのである。そして、論争にくだびれ果てて「どうにでもなれ！」という思いでスタートしたというのが真相である。

しかし、いざスタートしてみると皆が同じ方向を向いていた。案ずるより生むがやすし、とはよく言ったものである。そこには、全身全霊で戦った後のすがすがしささえあった。あのときの壮絶なる「準備」がなかったら、このように発展した形で20年周年を迎えることはできなかったのではないかと思っている。

さて私はといえば、勝手に言って、2004年いっぱい、パートナー弁理士の立場を降ろさせてもらった。創業以来、牽引役のひとりとして貢献してきたつもりだが、いつのころからか何も牽引していないという思いが強くなり、潮時だと感じた。思い上がりもしい加減にしるとお叱りを受けるかもしれないが、わがままは生まれつきということで、ご容赦願いたい。

20年という歳月は世の中を大きく変化させる。日本経済、国際関係、知財戦略、弁理士の役割等々、何もかも20年前とは違う。

次の世代の方々には、いまの創英をスタートラインとして、これまでの創英に縛られることなく、20年後の理想を追ってもらいたいと思う。



約20年間書き続けてきたこと

反町 裕美

「約20年間書き続けてきたこと」、それは日記です。その日に経験したこと思ったことなどを自由に書いてきました。A4のノートが25冊ほどになり、実家の押入れのダンボールの中に大切に保管してあります。現在の日記帳は3年連用日記というもので、日付ごとにページが変わり、一年が終わるとまた最初のページから2年目がスタートするというもので、3年間繰り返して書き続けていくことができます。去年はどのようなことがあったのか、何を考えていたのかなどを見ながら書くことができます。

私が日記を書くことを始めたのは、小学生のときに父の転勤でフランスに住むことになったことがきっかけです。1冊目はキャラクターの絵の付いたノートでしたが、その最初のページは、日本を出発しパリに到着するところから始まります。確か、乗る予定だった日本の飛行機がストで飛ばなくなり、到着予定日に学校の面接を控えていたため、急遽エールフランスで出発したことが書かれていたと思います。それからパリでの生活のこと、学校のこと、友達のこと、家族旅行のことなど、さまざまなことを記してきました。記憶はだんだんと薄れていくものであり、思い出は美化するとよく言われますが、その当時だったからこそ感じたことを文章として残すことができたことは良かったと思います。しかしあの頃は、20年後は特許事務所で商標の仕事をしているなんて想像もしなかったと思います。

時々、数年前の日記を読み返すことがあります。その頃の自分より進歩しているか、志していた道を進んでいるかなどについて考えます。決して真直ぐではなく、途中で道草をくったり迷ったりしてゆるやかな道を歩んできているようですが、それもそれで味わいがあって良いのではないのでしょうか。また、日記を書く際、一日を振り返ることにより考えが整理され、自分を客観的に見ることができます。反省することがあった日は、書くことにより自分を励まし元気づけます。

今後も書き続けていくと思います。いつか1冊目から読み返し、その頃の自分にタイムスリップして頭の片隅にある記憶を蘇らせたいと思っています。

設立「20周年」を迎えて

(事務所設立の頃の思い出)

寺崎 史朗

1986年2月に創英国際特許法律事務所の前身事務所である前田・長谷川国際特許事務所が、愛宕山の弁護士会館に誕生した。

この年の前後の私の状況を振り返ってみると、私が弁理士になったのが、1985年11月、すなわち、創英の誕生の4ヶ月前である。また、創英の誕生の2ヶ月前には、上記前身事務所の設立に際して、長谷川さんより、外国出願のシステムについて、他事務所の状況を教えて欲しいとの電話をもらった。これは、私が、1981年の春にこの特許業界に入ってから主に外国出願関係の仕事をしてきたこと、1981年の年末より、長谷川さんを講師とする弁理士受験ゼミに参加していたこと、更に、1985年当時、私が勤務していたO事務所が、彼の勤務していたK事務所と同じビル内で、1階違い、すなわち、O事務所は2階に、K事務所は3階にあったことによるもので、一番聞きやすかったのであろう。この相談を受けたときは、夢にも一緒に働くとは思っていなかった。今に思えば、長谷川さんとは、弁理士受験ゼミの講師をしてもらってからと考えると25年以上の付き合いであり、また、創英の前身事務所の設立前より、何らかの因縁があるようである。

その後、1年ほどして、長谷川さんより、新橋の飲み屋（確か銀座ライオンだったと記憶しているが）に誘われ、創英事務所へ参加しないかと誘われた。その折には、ビールを飲みすぎ、最終電車で帰る際に、降りるべき駅を乗り過ごし、寒い中をとぼとぼ歩いて、午前4時頃家にやっと到着したことや、また、創英事務所の最初の事務所の場所である岩本町の事務所の内装等の相談後、新橋のすし屋で、長谷川さんと飲み、飲みすぎて新橋の歩道の脇で寝て、通りすがりの人から色々言葉をいただいたことや、今になれば、懐かしく思い出される。

創英事務所が、1987年1月に前身事務所より、継承されて出来たときは、7名（弁理士4名、女性3名）であったのが、その18年後には、約20倍の規模になった。最初、創英事務所を始める際には、思いもよらなかったことである。

今後、創英事務所がどのように発展していくのかは、若い者に任せ、見守るとともに、その発展を少しでも助けて行きたいと思っている次第である。

あれから20年

工藤 莞司

約20年前、「サービスマークの話」（東洋法規出版）という書籍を、当時の同僚、A、Bさんと三人で出したことがある。昭和30年前後から検討はされるがなかなか成案に至らないため、資料として纏めたものであった。その後、首尾良く制度化されて平成4年に施行された。先進国では最後であった。施行時の大量出願は無事審査を経て、その後も出願件数が多い中、審査期間も短縮されている。懸念された紛争の多発は無かった。

執筆者二人は、現在ではリタイアして、関連する仕事に就いているが、Bさんは5年前難病を患い現職のまま早逝してしまった。彼は、仕事のみならず、将棋や絵も玄人跣で、酒を嗜み、またギャンブルも好んだ。緻密な頭脳と豪放磊落な面を兼ね備えていた。医者嫌いを公言するタイプで、病院に駆け込んだ時は手遅れで、その後は一直線であった。

Aさんとは、会合やハイキングを年に数回ご一緒し、お互いの健康や家族の消息を確かめる年齢になってしまった。喧々囂々とまるで喧嘩腰で、前掲書執筆中には、グラス片手に深夜や休日まで議論したのは遠い過去になってしまった。そのような情熱や体力は現在ではない。

しかし、我が知財分野では、数年来俄に国家戦略の一つと位置付けられて、毎年法改正が行われ、裁判所は注目判決を次々と繰り出してはマスコミを賑わして、一般社会の関心も異常なまでに高まっている。20年の歳月は重いと云わざるを得ず、Bさんも草葉の陰で驚いているに違いない。

問題なのは今後20年だろう。凡人に将来の予想は付かないが、仕事は別にしても、後半の人生をしっかり楽しみ、Bさんに伝えなければならぬと思っている。

